

法律扶助償還金

フリガナ		お届け印
口座名義人		

※ 口座名義人と契約者名(被援助者名)が異なる場合は下記にご記入ください。

ご契約者 (被援助者)	フリガナ	
	氏名	
事務所名		援助番号

ゆうちょ銀行

自動払込利用申込書

収・加

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号 〔6桁目がある場合は※印欄にご記入ください〕	番号 (右からつめてご記入ください)
	1 6 6	3 0	1 0 ※	
住所	〒 都・道 府・県			
払込先口座番号	00190-2-388866		払込先加入者名	日本司法支援センター
払込開始	年 月 から		払込日	<input type="checkbox"/> 15日 <input type="checkbox"/> 25日 <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。 <input type="checkbox"/> がない場合、既に15日で登録のある場合を除き、25日とします。(土・日曜日・祝日の場合は翌営業日)

どちらか一方を選びご記入ください。

ゆうちょ以外金融機関

預金口座振替依頼書

捺印

私(口座名義人)は、下記の収納会社から請求された金額を、私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納会社	株式会社アプラス	〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階	振替日	27日	委託者コード	314001	区分	00
ゆうちょ以外金融機関	金融機関名			本店・支店・出張所名				
	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合			本店 支店 出張所				
	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号(右からつめてご記入ください)				
			普通 ※「当座」の場合は、訂正してください。					

※ 口座名義人・お届け印は上記のとおり

顧客番号									
0	3	1	4	0	0				

●預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)

1. 実行に請求書が送付された時は、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超える時は、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 3. この契約を解約する時は、私から実行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納代行会社から請求がない等相当の事由がある時は、特に申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、実行の責めによる場合を除き、実行にはご迷惑をかけません。
 5. 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
- 振替日 株式会社アプラスの指定する日(非営業日の場合は翌営業日)
 振替開始日 株式会社アプラス及び関係金融機関の事務手続き完了次第(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。)

金融機関・ゆうちょ銀行使用欄

検印	印鑑照合	受付印

取扱店日附印

(不備返却事由)

- 1 預金取引・口座なし
- 2 記載事項相違
(店名・記号番号・名義等)
- 3 印鑑相違
- 4 印鑑不鮮明
- 5 その他()

※ 不備がありましたら、左記番号に○印をつけ、不備返却先へご返送下さい。
 【不備返却先】
 ・ゆうちょ銀行の場合
 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2
 ハーモニータワー8F 日本司法支援センター
 ・ゆうちょ以外金融機関の場合
 →(株)アプラスへ返却